

## &lt;研究ノート&gt;

## 1944-1948年期の ニカラグアにおける労働運動

小原 雅彦 (愛知県立津島高等学校)

### はじめに

ソモサ(A. G. Somoza)独裁政権(実権1936-1956)下の1944年から1946年にかけて、労働運動はそれ以前をはるかに凌ぐ盛り上がりを見せた。例えば労働組合員数は、1943年の2,000人未満から、1945年には17,000人以上へと増大している。しかし1948年の大弾圧によって、労働組合員数は再び2,000人未満となった。以後労働運動は低迷し、1979年のニカラグア革命まで労

表1 ニカラグアにおける中間層の内訳

	1920		1940	
	人数	(%)	人数	(%)
小企業主	—	( — )	952	( 2.50)
職人	12,183	( 60.86)	11,929	( 31.42)
小商人	4,066	( 20.31)	7,112	( 18.73)
商業部門労働者	—	( — )	3,347	( 8.81)
知識人	2,194	( 10.94)	2,677	( 7.05)
国家公務員	1,574	( 7.86)	11,941	( 31.45)
計	20,017	(100 )	37,958	(100 )

(出所) Marco Antonio Valle Martínez, “Desarrollo económico y Político de Nicaragua(1912-1947)”, (Tesis de grado, CSUCA, 1976), P.58, Cuadro I-1より作成。

働組合員数が、1945年の数字を越えることはなかった<sup>1)</sup>。

本稿ではこの労働運動の例外的な高揚期の実態について、その背景、労働組合の全国組織結成への動き、また主な労働争議の実例を踏まえつつ考察したい。

## 1. 労働運動高揚の背景

小企業主・知識人・職人・賃金労働者層は19世紀末から互助運動を進め、1918年には互助組織の連合体としてニカラグア労働総同盟(Federación Obrera Nicaragüense)を結成するに至った<sup>2)</sup>。これらの階層は1920年代に入るとオブレスモ運動(小企業主・知識人・職人・賃金労働者等による、地主寡頭層に対する階層的運動)を活発化させ、どちらかと言えば保守党より自由党側に立って政治活動を展開した。しかしこの運動の主導権は小企業主や知識人が握り、労働者階級としての主張はほとんどなされなかった<sup>3)</sup>。

1920年代から1930年代にかけて表1からも窺えるように、賃金労働者層は職人層に対しその比率を steadily 高めていた。この情勢下において、1930年代にはニカラグア労働者党(Partido Trabajador Nicaragüense, 以下労働者党と略記)の活動もあり、互助組織の労働組合化が進められた<sup>4)</sup>。1936年前半の政局混迷期には一時労働運動が激化したが、同年5月にクーデタでソモサ国家警備隊長官が政権を掌握して以降は、労働運動は抑圧された。その後ソモサ政権は次期大統領職を手中に収める狙いから、労働者層の抱き込みを図り、労働勢力内のソモサ派育成に努めた。一方労働者党の独自路線派(ソモサ政権に対し自立性を確保しようとするグループ)主導で、1938年に労働組合の全国組織としてニカラグア労働者総連合 CTN (Confederación de Trabajadores de Nicaragua)が結成された。しかし、1939年憲法でソモサ大統領の継続が確定すると、彼は労働勢力を弾圧し、その結果同年労働者党とCTNは解散を余儀なくされた<sup>5)</sup>。グールド(J. L. Gould, 以

下グループと略記)によると、1943年までの労働運動は左派とソモサ派に分かれ弱体であった<sup>6)</sup>。

1940年代中頃に労働運動が高揚する背景としては、以下のような点が挙げられる。第一には、1945年に至るソモサ政権の最初の10年間に賃金労働者が増大し、階級的緊張が高まったことである。1940年の国勢調査によればニカラグアの総人口は983,160人で、うち経済活動人口は33.68%の331,161人であり、経済活動人口のうち、農業部門は77.9%を占め非農業部門は22.1%で73,283人であり、基本的に農業国であった<sup>7)</sup>。そして木工・皮革・縫製・金属業など主な製造業における賃金労働者は、カンタレロ(L. A. Cantarero)によると2万人を越える程度であった<sup>8)</sup>。

しかしながらグループによれば、都市労働者は非製造業部門を中心に着実に増大していた。1930年代にコーヒー価格が暴落し、第二次世界大戦中にアメリカからの輸入消費物資が高騰したので、ソモサ政権は輸入代替産業の育成に努め、国内の砂糖や繊維企業を、鉱山やゴム採取の外国企業と同様に税制面で優遇した。またソモサ大統領自らも、繊維・セメント・マッチ・牛乳産業の企業を設立した。更に鉄道やパンアメリカン・ハイウェイ建設などの公共事業を推進したり、1939年の外資導入政策により外国企業の鉱山開発を活発化させた。

その結果金や銀の鉱山労働者は、1945年には10年前の5倍となり、ビル建設労働者は1939年の3,000名以上から1945年には5,000名に、戦前にはほとんど存在しなかった道路建設労働者は、1943年には10,000名近くになり、運輸労働者は1945年には1940年の2.5倍に増大した。以上の産業部門の労働者は、1945年に18,000名以上になった。またソモサが大統領に就任した1937年以降、国家公務員・商業部門労働者・家事労働者は5倍に増え、新たな労働者の大半を占めた。こうした新しい都市住民は、食料や衣料への需要を高めたが、そのことは戦時中の輸入制限と相俟って、小企業を育成するとともに職人のプロレタリア化を促進し階級的緊張を高めていた<sup>9)</sup>。尚グループの言う「都市労働者」には鉱山労働者も含まれているので、本稿では

これを賃金労働者と呼びかえて表記する。

第二は、国内の政治情勢である。1947年に任期が切れる自由党(Partido Liberal)所属のソモサ大統領(国家警備隊長官を兼務)が、三選出馬を表明すると、1944年から保守党(Partido Conservador)を核として独立自由党(Partido Liberal Independiente)・ニカラグア社会党(Partido Socialista Nicaragiense, 以下社会党と略記)・学生らによる激しい反ソモサ運動が起こった。これに対しソモサ大統領は、反対派を分断させ、保守党や独立自由党に脅威を与えるためにも、労働者を支持基盤化しようとした。そのために労働政策を進め労働組合を合法化したので、労働組合活動が活発化した。そして社会党系とソモサ系の指導者達が、積極的に労働組合の組織化に努めた結果、前述したように翌1945年には、労働組合員は17,000名以上へと増大したのである。この加入率はグールドによれば、非農業部門経済活動人口の約25%、そして鉱業・運輸・工場労働者の50%以上に相当した<sup>10)</sup>。

第三は、社会党が労働者階級の立場から政治活動を展開し、労働運動を主導したことである。小企業主・知識人・職人・賃金労働者層が、伝統的の二大政党から自立した政党を目指して1931年に結成した労働者党は、ソモサ政権の弾圧により1939年に解散した。そしてその指導者達は、投獄されたり亡命を余儀なくされていたが、コスタリカに亡命した人々によって、1940年にニカラグア共産党(Partido Comunista de Nicaragua, 以下共産党と略記)が結成された。しかし翌年、コスタリカからの帰国者達と国内の知識人達は、共産党計画を放棄し、伝統的政党に対抗しうる大衆政党の結成を模索し始めた<sup>11)</sup>。

1944年になると、与党自由党(レオン市を地盤とし、コーヒー園主や企業家を支持基盤とする)内のソモサ大統領三選を支持しないグループが、独立自由党(専門職・企業家・反ソモサ系公務員が支持基盤)を3月に結成し、保守党(最大野党で、グラナダ市を地盤とし、牧場主・砂糖業者・商人が支持基盤)と反ソモサで提携した。6月から7月にかけては、学生主体に一般

表2 物価の変動 (1942-1945)

単位コルドバ

品目	数量	1942	1943	1944	1945
米	1 ポンド	0.184	0.261	0.261	0.546
肉	1 ポンド	0.233	0.310	0.313	0.761
豆	1 ポンド	0.150	0.214	0.220	0.514
牛乳	1 リットル	0.218	0.288	0.290	0.654
ピノーレ	1 ポンド	0.182	0.229	0.230	0.353
チーズ	1 ポンド	—	0.687	0.660	1.448
砂糖	1 ポンド	—	0.307	0.310	0.533
作業ズボン	1 本	—	6.32	7.65	10.30
シャツ	1 枚	—	4.32	4.89	5.60

(出所) Jeffrey L. Gould, "For an Organized Nicaragua: Somoza and the Labour Movement, 1944-1948", *Journal of Latin American Studies*, vol.19, Part 2, (Cambridge University Press, 1987), p.366, Table 1.より作成。

市民も参加した激しい反ソモサのデモが起こった。こうした反独裁政権運動の高まりの中で、社会党が7月に結党を宣言したのである<sup>12)</sup>。同党は知識人主導のもと、都市の若い賃金労働者や職人層を支持基盤とし、党員は1946年に約1,200名へと拡大した<sup>13)</sup>。

社会党は労働組合の組織化とその活動支援、労働組合全国組織の再建、それにメーデーなどで幅広く労働運動に貢献した。

表3 生活費指数の変動

年	家賃と食費	サービス料
1939	100.0	100.0
1940	123.6	113.6
1941	135.7	124.3
1942	185.1	145.7
1943	293.2	196.8
1944	665.0	300.4

(出所) Jeffrey L. Gould, "For an Organized Nicaragua: Somoza and the Labour Movement, 1944-1948", *Journal of Latin American Studies*, vol.19, Part 2, (Cambridge University Press, 1987), p.387, Appendix D.より作成。

また党創設当初は、労働法の実現のためにソモサ政権を条件付きで支持したものの<sup>14)</sup>、1945年以降は独立自由党・保守党・学生などとともに、再三にわたりソモサ大統領の三選阻止同盟の結成を模索した。保守党や独立自由党の反労働者的対応もあり、この同盟は実現に至らなかったものの<sup>15)</sup>、労働運動の後方支援にはなりえたのである。

第四は、労働者の生活状況が悪化したことである。第二次世界大戦中に、ソモサ政権の価格統制やアメリカからの輸入消費物資の高騰により、表2や表3にみられるように、特に1944年から翌年にかけて激しいインフレが起こり、労働者の生活を脅かしていたことも重要であろう<sup>16)</sup>。

最後に、国際情勢の影響も無視できない。アメリカは第二次世界大戦中民主主義を掲げソ連とも同盟関係にあり、冷戦期までは左派に対する強い抑圧要請をしなかった<sup>17)</sup>。1944年にグアテマラのウビコ(J. C. Ubico)政権やエルサルバドルのマルティネス(M. H. Martínez)政権が打倒されるなど、他の中米諸国において民主化の波が高まっていた。これに連動するかたちで、ニカラグア国内でも独裁に反対する民主的運動が一層高まり<sup>18)</sup>、労働運動に好都合な政治情勢が生まれていたのである。

## 2 労働組合の全国組織結成への動き

ニカラグア労働者総連合CTNが消滅して4年後の1943年に、労働組合を再統合するための組織として、労働組合連絡会議CIO(Consejo Intergremial Obrero)が結成された。CIOの活動目標は、労働組合の組織化、マナグア労働者連合FTM(Federación de Trabajadores de Managua)の結成、CTNの再建、労働法の制定、労働条件の改善、職業訓練所の設立、農民への土地分配や融資制度などであった<sup>19)</sup>。CIOは1943年12月に、繊維労働者組合を結成した。また政府に対し、アメリカ系やカナダ系鉱山企業との契約を見直し、本国への送金をニカラグア人民への福祉にあてること、更に資源の国有化を要求したが、この運動はソモサ政権の弾圧を受けた<sup>20)</sup>。

1944年にソモサ政権に対する反対運動が激化すると、同政権は前述のように労働運動容認に方針を転換し、ソモサ派主導での労働組合の全国組織を結成しようとした。これに応じてソモサ系の労働者中央委員会CCT(Comité Central de los Trabajadores)は、CIOとともに5月の労農会議を開催した<sup>21)</sup>。

この会議には、労働組合・互助組織の代表等200名以上が参加したが、その多くはソモサ政権の懐柔策に対し自立性を維持しようとする独自路線派(のちの社会党系)だった。「労働長官」を自認するソモサ大統領も姿を現し治安法撤廃と農地改革を約束し、三選への支持を期待した。これに対し左派(独自路線派)は、労働者の団結維持のために右派(ソモサ大統領の権力を最大限利用しようとするソモサ派)と妥協し、会議では次期大統領選挙におけるソモサへの条件付き信任投票、ニカラグア労働者総連合の組織委員会COCTN(Comité Organizador de la Confederación de Trabajadores Nicaragüenses)委員長を、ソモサ系のゴンサレス(A. González)とすることが決められた<sup>22)</sup>。

CTN再結成への第一段階として、1944年8月にマナグア労働者連合FTMが結成された。これには首都マナグア地域の建設・教員・靴製造等の労働組合30以上が参加したが、幹部の多くは社会党系だった。翌年FTMはソモサ政権に対し、失業対策や学校・病院・住宅の建設などを要求した<sup>23)</sup>。

労働者層にとって1920年代以来の悲願であった労働法が、1944年11月に制定され、翌年4月から施行された。これにより労働者の法的権利は前進したが、一方では労働運動に対し抑圧的側面も残されていた。以下にその特色を挙げておこう。

- (1)労働組合は合法化されたが、登録制で政治活動は禁止され、これに違反すれば登録は取り消される。
- (2)雇用主は労働者に対し、組合脱退を強制できないが、30日前の通知で解雇できる。
- (3)スト権は保障されるが、当該企業の全労働者の60%以上の賛成が必要

とされ、更にスト突入以前にあらゆる調停を試みなければならない。ただし公務員や、播種期と収穫期における農業労働者のストは禁止される。

(4)労働者の団結権は保障されるが、雇用主には団体交渉に応じる義務はない。

(5)残業手当で・30日の有給休暇・最低賃金制度を確立する。

(6)雇用主は、労働者用住宅・病院・学校設立の義務を負う。

(7)労災や職業病による入院や補償制度の確立、などが定められていた<sup>24)</sup>。

労働法施行後の1945年5月1日に開催されたメーデーには、FTM傘下の組合員をはじめ数万人が参加し、サンディニスタ革命以前としては最大規模となった。そして共和国広場で行なわれた集会で、社会党幹部のペレス(C. B. Pérez),ロリオ(J. Lorío),アマドール(A. Amador)の他に、COCTN委員長でソモサ派のA.ゴンサレス,そして最後にソモサ大統領が演壇に立った。

C. B. ペレスは労働法の遵守を監視する役人の任命,労働法に基づく土地分配,投獄されている労働者の釈放,閉鎖されたマサヤ市の労働者センターの再開などを要求した。J. ロリオは牛乳や砂糖の供給が独占されていることを批判し,国家警備隊GN(Guardia Nacional)に対する法外な予算を,産業育成にあてるべきだと主張した。そしてA. アマドールは,ソ連との国交樹立はニカラグアの経済発展に役立つと説いた。A. ゴンサレスは,アメリカのルーズヴェルト大統領の死に対し1分間の黙禱を求めた。最後に演壇に立ったソモサ大統領は,自分も労働者であることを説いたが,マサヤ市の労働者センターの再開以外何も約束しなかった<sup>25)</sup>。

社会党系主導でCTN再結成準備が,7月以降進められた。しかし社会党が,保守党や独立自由党それに学生とともに,ソモサ三選阻止同盟の結成を模索すると,ソモサ政権はCTN再設立準備を中止させ,社会党幹部を国外追放した<sup>26)</sup>。ところが1946年1月に,7万人規模のソモサ反対デモが起こると,ソモサ政権は労働運動への抑圧を再び緩め,追放されていた社会党



幹部も帰国した。ソモサ系のCOCTN委員長A.ゴンサレスは、主導権を握れないまま、これまでCTN再設立を幾度も延期してきた。こうした中、社会党系が主導権を握っているFTMは、COCTNを無視してCTN再設立大会を、2月に開くことを決定した。

これに反発したソモサ派指導部は権力に頼り、大会には労働組合の支援がないし、外国の思想を広める狙いがあるという口実をもうけ、マナグア市長の名で、「労働者の家」での大会開催を禁止させた。禁止通知にもかかわらず、FTMを中心に15,000人以上の労働者を代表する、67労働組合・5地方連合の代表が参加して、CTN再設立大会は強行された。

これに対し再建された第2期CTNが統制下から離れるのを恐れたソモサ大統領は大会を許可した上で、農業・労働省役人をオブザーバーとして大会に出席させた。しかしその後ソモサ政権は、第2期CTNの合法性を認めなかった<sup>27)</sup>。

第2期CTNの幹部には、委員長A.アマドールを始め、社会党員が多かった。1946年末に参加団体は、140労働組合・7地方連合・4産業別労働組合(鉄道・港湾・砂糖・鉱山)・多数の農民組合へと拡大し、加入者の約50%は、FTM成員だった<sup>28)</sup>。第2期CTNは傘下組合の労働争議を指揮し、失業対策の要求などを行なったが、組織が固まる前に、1948年の社会党や反ソモサ派に対する大弾圧の波を受けることになった<sup>29)</sup>。

以上の第2期CTN結成に至るまでの労働者側の成果をまとめると、第一にソモサ政権の政治的危機を背景に、労働法制定にまで漕ぎ着けることが出来た。そして第二に、ソモサ政権の労働団体一本化策を逆手にとり、社会党系の労働団体主導のもと第2期CTNが、第1期CTNに勝る規模で結成された。この二つの点は労働者の階級的立場を大いに強めた。ただそれはソモサ政権が政治的危機に直面し、労働者層に支持を求めたという状況下でなされた。それ故に同政権が労働者層から離れ弾圧するに至ると、労働者階級の立場は再び弱体化した。

### 3 労働争議

1944年に労働組合が合法化されると、階級闘争が激化した。労働者はソモサ政権に労働法早期制定を要求し、他方で経営者は労働法施行以前に、労働組合を弱体化させようとしたからである。こうして1944年後半には、多くは社会党系主導のもと、ビール・靴・印刷・通信部門において、労働組合組織を守るためのストが起こった<sup>30)</sup>。翌年の労働法施行後は、法の遵守や労働組合組織の維持・発展が争議の争点となる。尚1944年から翌年にかけてはインフレが激しく、生活条件維持も重要な課題となった。以下に労働争議の事例を挙げておきたい。

#### (1) サン・アントニオ社

サン・アントニオ社は、ニカラグア北西部のチチガルパ市に工場と農園を所有し、経営者が保守党系(反ソモサ)である製糖企業で、国内砂糖供給の8割を占め、1944の工場・農場労働者数は、季節労働者を含め約2450名だった。同年工場労働者達が、ソモサ系のCOCTNと接触をはかりながら組合(1929年と1936年に一時期結成された)を再結成し、500名以上の参加を得た。当初幹部の多くはソモサ派が占めた<sup>31)</sup>。

労働法施行直前の1945年3月末、ソモサ派幹部を含む300名の組合員が解雇された。会社は「早魃により収穫が早く終了したためで例年通りの一時解雇である」と説明したが、解雇者の多くは勤続10年以上の正規従業員だった。組合は収穫を早めたのは会社の企みだとして、解雇の取り消しを要求した。ストも企てたが、大量解雇のうえ収穫後で季節労働者も帰郷していて不可能であった。そこでCOCTN委員長でソモサ派のA. ゴンサレスが、農業・労働省にて会社と交渉にあたった。その結果労働者は解雇取り消し要求を撤回し、会社は今後組合を寛大に扱い、また労働法が定めている学校・病院・住宅の建設を行なうことを約束して決着した。

その後も会社は、工場労働者を優遇して農業労働者との分断をはかったり、季節労働者を遠方から採用したり、また労働者内のソモサ派と社会党派との対立を利用して、組合抑制策をはかった<sup>32)</sup>。

1946年の5月にも、収穫後多数の組合員が解雇された。これに対し組合はストを打つとともに、労働法の遵守を求めて左派の弁護士モンテレイ (M. Monterrey) に交渉を依頼した。その結果会社と以下のような「紳士協定」が結ばれた。(1)解雇の撤回、(2)残業手当ては通常の5割増し、(3)有給休暇制度、(4)8時間労働、(5)住宅・病院・労働組合会館の建設、(6)誠意ある賃金交渉。この内容は労働法にそったものだが、どの大企業も実施していないなかで画期的と思われたが、会館設立と賃金問題を除き会社側は協定内容を履行しようとしなかった。

協定の3日後ソモサ大統領は、自分が経営する製糖企業への波及を恐れて、農業・労働大臣の命で有給休暇制度や残業手当て制度を禁止させ、国家警備隊をサン・アントニオ社に派遣した。組合はCTN委員長で社会党幹部でもあるA.アマドールに支援を求めたが、彼は会社に到着した直後、国家警備隊に逮捕された。組合の代表が救援を求めてソモサ大統領と会談すると、その直前にA.アマドールは釈放された。しかし会談では夜間学校が約束されただけに終わった<sup>33)</sup>。

7月に会社は、「紳士協定」の一部である住宅・病院・組合会館の建設を行なうと表明したが、それには以下のような背景があった。ソモサ大統領が大統領選挙を翌年に控え、ひろく労働者の支持を得るために組合内のソモサ派を支援出来ない状況下で、組合左派が勢力を増していたが、これを刺激しない方が良いとの会社の判断からであった<sup>34)</sup>。

1947年の3月に会社の祝賀パーティが開かれたが、その2時間前に組合は、CTN委員長A.アマドールや幹部のセレドン (R. Zeledón) を招き、労働法に関する会合を開いた。会社はこれを批判し、国家警備隊に彼らの逮捕を要請した。組合が集会の権利を守るストを始めると、会社は多数の組合幹部を解雇・追放した。更に会社の要請を受けた国家警備隊は、R.セレ

ドンやCTN弁護士1名それに農業・労働省役人で労働者に同情的なレイトン(R. Leytón)を逮捕した。

これを機にソモサ派は組合の主導権奪回をはかり、「ストは社会主義者に煽られた不法なものである」と表明した。一方会社は仕事に戻った収穫労働者には、出来高払いを割り増すとの条件でストを終結させた。R. レイトンは釈放後左派の強化に努めるが、農業・労働大臣はソモサ派を支援した。

不正選挙<sup>35)</sup>で当選したソモサ派のアルグエジョ(L. Argüello)が5月に大統領に就任すると、彼は予想に反してソモサ国家警備隊長官の追い落としを図るとともに親労働者の政策を取り、R. レイトンをサン・アントニオ社に再び派遣したが、会社は拒否し彼を追い返した。同月末のソモサによるクーデタ後右傾化が進むと、会社は左派幹部マヨルガ(R. Mayorga)など4名を解雇した<sup>36)</sup>。

1948年12月に新鋭工場が完成すると、会社は正規従業員の半数にあたる500名の解雇を決定したので、釈放間もない組合幹部のアギラル(M. Aguilar)らはストを呼び掛けた。国家警備隊が静観をきめたので、会社は3日後に解雇通知を取り消し、組合と交渉に入った。会社は最終案を拒否したM. アギラルやソモサ派幹部など7名を解雇し、一方他の幹部を買収して協定を成立させた。工場労働者の残業手当を5割増しとするが、収穫労働者の出来高払いを20%まで減らすとの内容だった。その後組合において農業労働者排除が進み、翌年1月には会社に従順な工場労働者の組合となった<sup>37)</sup>。

以上サン・アントニオ社においては、1944年の労働組合法化という状況のもと、経営者が反ソモサグループの保守党系であることを利用して、ソモサ系COCTNの協力を得て労働組合が結成され、その後社会党派がだいに勢力を増して行った。ソモサ政権の危機的状況は組合活動にとって有利に働いたが、同大統領の利害を損ねる場合は、強い抑圧を受けた。そして1948年前後からの労働運動弾圧風潮下において、組合は会社側の抑圧に対抗することが出来ず御用組合化された。

## (2) ナショナル・セメント社

1930年代半ばに結成された運転手連盟(Liga de Motoristas)は、ソモサ系最大の労働組合に成長していた。この連盟が、ナショナル・セメント社において、1944年に運転手・助手・機械工・修理工が参加する組合を結成し、その翌月の10月に賃上げを求めてストを宣言した。会社の共同経営者であるソモサ大統領は、ハイウェー建設のためセメント需要が逼迫していたことを理由に、2日後に賃上げを認めたが、翌1945年には組合を冷遇した<sup>38)</sup>。

## (3) パンアメリカン・ハイウェー

パンアメリカン・ハイウェー建設に従事する運転手連盟傘下の組合員達が、彼らの給料では家族を養えないとして、1944年9月政府に対し賃上げを求めた。政府が4%アップの回答をしたのに対し、400名が加入していた組合は12月に100%の賃上げを求め、建設に従事する2,000名の労働者全員でストに突入した。

ソモサ大統領は、古くからの友人で運転手連盟会長のハルキン(E. Jarquín)を見捨て、彼以外の幹部と会談した。この間ソモサ系のCOCTNはストを非難し、逆に社会党系の大工組合は連帯ストを表明した。2日後ソモサ大統領は65%の賃上げを提示し、E. ハルキン以外の組合幹部は了承した。その1ヶ月後ソモサ大統領の策略により運転手連盟は解散に追い込まれた。E. ハルキン以外の幹部は、政府の支援を受け協同の機械工場設立を企て、一般組合員はよりソモサに忠実なCOCTN傘下の新しい労働組合に編入された<sup>39)</sup>。この事例はソモサ派労働組合の自立化の限界を示すものであった。

## (4) ノラン社

ノラン社は大西洋岸のプエルト・カベサス地方に位置するアメリカ系木材伐採企業で、ソモサ大統領とも関連があった。1日10時間労働をしてい

る労働者達は、数百名で組合を結成し、1945年1月に60%の賃上げを求めた。会社は組合との交渉を拒否し、3名の組合幹部を解雇した。

これに対しプエルト・カベサス地方の労働運動の指導者達は、連帯ストを宣言した。アメリカ系スタンダード・フルーツ社の埠頭労働者と飛行機整備士達が、この運動に参加した。組合からの訴えを受け取ったソモサ大統領は、経営者とCOCTN幹部とを会談させた。結局最低の生活条件を維持するだけの50%賃上げは認められたが、3名の解雇取り消しはならなかった<sup>40)</sup>。

#### (5) チナンデガ市の皮革労働者

チナンデガ市は、全国生産の4割を占める皮革製品の産地であった。約50名の皮革労働者達が1945年1月に組合を結成し、25%の賃上げを要求した。社会党幹部でもある経営者のミランダ(Miranda)はこれを受け入れたが、残る4名の経営者は、会社を破産させるとして拒否した。雇用主達が労働者の盗みを口実に、警備員を工場に配置すると、数名の組合員がストを呼び掛けた。組合幹部(5名のうち4名は社会党員)は、ストを時期尚早と考えていた。5社のうち3社でしか、組合が組織されてなかったし、国家警備隊の中立を確実にするために労働法施行後が良いとの判断からであった。

しかしある労働者が機械で怪我をしたのを機に、2月1日全員一致でストを決めた。ピラを配り、他の組合の支援も受けたが、結局資金難からストは2週間後に分裂し、2社では労働者の多くが仕事に戻った。こうした中で、組合は地元の国家警備隊に調停を依頼するが、経営者側はストは存在しないと突っぱねた。結局経営者達は組合に対してではなく、個々の労働者に対して15%の賃上げを提示し、一方で組合幹部を解雇する形でストを終結させた<sup>41)</sup>。これは小規模企業において、よく組織活動を行っていた事例だが、限界もおおきかった。

### (6) モモトンボ社

モモトンボ社はレオン市にあるマッチ製造企業で、ソモサ大統領が主要株主の1人だった。約130名の労働者が組合を結成し、50%の賃上げを要求すると、会社は1945年3月にCOCTN闘士を含む組合幹部や一般組合員25名を解雇した。

組合は国家警備隊に仲裁を求めた後、会社に向けて抗議デモを行なったが、会社の雇われ者がデモ隊を襲い、この乱闘を国家警備隊が鎮めた。ソモサ大統領が主要株主であることを知らない組合幹部は、彼に救援の電報を打った。ソモサ大統領は「行動する前に相談すべきで、鎮圧は労働者の過失による。しかし労働者にとって万能薬となる労働法を約束する」と返答した。結局25名の解雇取り消しはならず、ソモサ大統領は、事務労働者・技術者・職長が主導する新しい組合を組織させた<sup>42)</sup>。これはソモサ大統領の経営者としての立場が優先した事例であり、彼の労働政策の実態をよく表していた。

### (7) シウナ市の金採掘労働者

大西洋岸地域のシウナ市にあるアメリカ系金採掘企業(顧問弁護士は外務大臣)で、1945年4月にストが起こった。ソモサ系労働組合が主導する1500名の鉱夫達が、労働法遵守を要求したのである。ソモサ大統領は現地に赴き、2ヶ月間の休止を説いた。この間に経営者は組合幹部数名を解雇した<sup>43)</sup>。ソモサ政権の外資優遇政策の故に、外資系企業での組合活動の困難さを示す事例であった。

### (8) PAYCO社

繊維企業のPAYCO社は共同経営者の一人が、ソモサの三選に反対している独立自由党の幹部パス(C. Pasos)であった。労働組合はCIOの尽力により1943年に結成され、翌年9月には132名が加入していた。組合指導者で社会党幹部のペレス(M. E. Pérez)が解雇されると、組合は190名が参加した

集会で以下のことを要求し、ストに突入した。(1)M. E. ペレスの解雇取り消し、(2)40%の賃上げ、(3)熟練工の8時間労働(当時は9時間労働)、(4)バスルームの設置、(5)仕事の過失に対するペナルティー制度の改善。

経営者はストは共産主義者の扇動であると出版物で非難する一方で、スト破り労働者には10%~25%の賃金割り増しをすると表明した。36名の組合員がこれに応じたが、96名は非組合員の70名を組合に加入させストを継続した。社会党系のFTMはこのストに資金援助を行なった。2日後農業・労働大臣セラヤ(J. Zelaya)は、両者を呼び交渉させた結果、会社はM. E. ペレスの解雇取り消しは認めなかったが、20%~25%の賃上げと他の要求を了承した。労働者の多くはスト継続を望んだが、M.E.ペレスがこれは勝利だと力説したので、提示案を受け入れた。この部分的な成功は、経営者が反ソモサ派の独立自由党の幹部であったため、ソモサ政権が労働者への抑圧をしなかったことが大きかった<sup>44)</sup>。

1946年11月にもストが起こった。40名の組合員が解雇されると、50名を除く250名以上の労働者がストに突入した。FTMの資金援助を受け、労働者達は食料・原料の搬入及びスト破り労働者の外出阻止のため、昼夜工場を包囲した。反対派(保守党・独立自由党・社会党)の選挙同盟分断を狙っていたソモサ大統領は、国家警備隊に対し労働者の行動を黙認させたり、時にスト破り労働者を保護させたりしていた。

C. パソスは妥協せず、保守党もこれを支援した。しかし大統領候補アグアド(E. Aguado)を含む独立自由党進歩派は、社会党との選挙同盟維持を考えて、C. パソスに妥協を迫った。1週間後、ソモサ大統領はストを違法とする裁判所命令を出した。これに勢いづいたC. パソスは、スト破り労働者を武装させようと、労働者を襲撃させ、自らも発砲し一人を負傷させて、労働者を追い払った<sup>45)</sup>。

以上の労働争議の事例から窺える、労働組合運動の特色をまとめてみたい。第一に、ソモサ政権の労働組合法化をうけて、労働者は組織的労働



運動をこれまでにない規模で展開した。それは例えばサン・アントニオ社(1890年に設立)の場合、1936年の初ストライキ以来8年間の停滞の後<sup>46)</sup>、1944年以後は毎年のように、ストを含む争議を起こし得たことから窺える。

第二に、労働組合指導部は社会党系とソモサ系に分かれていたが、サン・アントニオ社の「紳士協定」にみられる如く社会党系の方が階級主張の面で進歩的であった。一方ソモサ系企業に多いソモサ系労組も自立的な活動を行っていたが、ソモサ系のCOCTNはこれを抑圧することが多く、ソモサ大統領による直接的抑圧も含め、ソモサ系労組の限界は大きかった。

第三に、ソモサ大統領の政敵が経営する企業では、組合活動を展開しやすい一面もあったが、同大統領の利害を損ねる場合は抑圧された。

第四に、労働争議では組合組織の維持やインフレを背景とした賃上げが、主な争点となった。しかし賃上げ面での成果(これも実質賃金の維持以上ではなかったと思われるが)はあったが、組織を守り維持する点では限界があり、指導者の解雇や追放がしばしば行なわれていた。

第五に、社会党系も含め労働争議の解決において、ソモサ大統領の権力に依存するところがあり、この点は労働組合運動の限界を示すものであった。

## おわりに

グールドは1944-1948年期の労働運動について、第一に、労働運動はソモサ政権との戦略的同盟の結果、1944年から1946年にかけて急成長した。第二に、労働組合組織化にあたっては、社会党が中心的役割を果たし、社会党はソモサ政権との駆け引きで労働運動を展開した。第三に、ソモサ大統領はポピュリズムをめざしソモサ系労働組合を育成することで、労働者階級を統制下に置くことを企図した。しかしソモサ自身が地主であり資本家であること<sup>47)</sup>、および社会党系が労働運動の主導権を握ったことのために、彼のポピュリズムは失敗した、と述べている<sup>48)</sup>。

支配階級の対立(ソモサ支持の自由党と反ソモサの保守党および独立自由

党との対立)により、1944年にソモサ政権が政治的危機に直面した状況下で、労働者層は同政権の労働政策と社会党の活動に助けられて、前例のない規模で階級運動を展開した。この大規模化にはソモサ政権による官製の労働運動が貢献したものの、同政権の労働者統制政策にもかかわらず、独自路線派(社会党系)主導で労働運動をすすめられたことは、階級としての自立性を示すものだった。

しかし労働運動内部にソモサ派を抱えたことと、独自路線派にもソモサ政権に頼る傾向がみられたことは、独裁政権の容認につながり、独裁体制を弱体化することで、労働運動を保障する基盤を確保するという点において一貫性を欠いた。それ故1948年の弾圧を機に労働運動は低迷したのである。

尚グールドは、ソモサ政権の労働政策をポピュリズムと規定した。松下洋氏の規定によれば「ポピュリズムとは寡頭支配に対抗する多階級的な同盟を通して、現状打破を目指す運動」である<sup>49)</sup>。この規定から判断すると、ソモサ政権の政策はポピュリズムとは言い難いではなかろうか。それはソモサ政権は現状の独裁体制維持の域を出なかったし、また同政権には労働者層を支持基盤とする意図はあったにせよ、反ソモサ勢力の攪乱・抑制のために労働者層を利用した面が強いと考えられるからである。そもそも労働者層は、大統領選挙において投票の行方を左右しえたが<sup>50)</sup>、寡頭層に伍して政権に就く勢力ではなかった。ソモサ大統領は労働法制定により、一時ソモサ系労働運動を勢いづかせ、それにより労働者層の反ソモサ色を弱め、また反ソモサ運動全体を弱められたのである。それ故に政権の危機が去り冷戦下で反共色が濃くなると、ソモサ大統領は労働者層から離れるにとどまらず、弾圧したのであった。

## 注

- 1) Jeffrey L. Gould, "For an Organized Nicaragua: Somoza and the Labour Movement, 1944-1948", *Journal of Latin American Studies*, vol.19, Part 2

- (Cambridge University Press, 1987)[以下Gould,“Organized”と略記], p.364, p.382. グールドは1945年における労働組合員数を17,000名以上とみている。
- 一方G. M. Greenfieldは、1940年に約3,000名、最も多い1945年に12,000名から18,000名ぐらいと述べている。Gerald Michael Greenfield and Sheldon L. Maram, *Latin American Labor Organizations* (New York, 1987) p.551.
- 2) Gustavo Gutiérrez Mayorga, “Historia del movimiento obrero de Nicaragua (1900-1977)”, Pablo González Casanova, ed., *Historia del movimiento obrero en América Latina*, vol.2(México, 1985) pp.199-207.
  - 3) Jeffrey L. Gould, *TO LEAD AS EQUALS: Rural Protest and Political Consciousness in Chinandega, Nicaragua, 1912-1979* (The University of North Carolina Press,1990) [以下, Gould, *TO LEAD*と略記], pp.66-69.
  - 4) Gutiérrez, *op.cit.*, pp.217-218./Carlos Pérez Berumúdez y Onofre Guevara, *El movimiento obrero en Nicaragua*, 1 parte,(Managua,1985), pp.59-60.
  - 5) *Ibid.*, pp.155-163.
  - 6) Gould, “Organized”, p.358.
  - 7) Ministerio de Hacienda y Crédito Público, *Boletín Mensual de Estadística*, No.12,(Managua, 1945), pp.7-8.
  - 8) Luis Augusto Cantarero, “The Economic Developmet of Nicaragua, 1920-1947” (Ph. D. diss., Iowa State University, 1948), p.243.
  - 9) Gould, “Organized”, pp.355-356.
  - 10) Gould, *TO LEAD*, pp.46-49.
  - 11) Carlos Pérez Berumúdez y Onofre Guevara, *El movimiento obrero en Nicaragua*, 2 parte,(Managua,1985) [以下,Pérez,2parteと略記], pp.11-15.
  - 12) Pérez, 2 parte, p.80.
  - 13) Gould, “Organized”, p.377.
  - 14) *Ibid.*, pp.370-371.
  - 15) Pérez, 2 parte, pp.140-142., pp.148-161. 社会党は独立自由党の大統領候補を一旦は支持したが、後述のように選挙直前に棄権戦術に転換した。
  - 16) Gould, “Organized”, pp.365-366.
  - 17) Gould, *TO LEAD*, p.81.
  - 18) Gould, “Organized”, p.361.
  - 19) Pérez, 2 parte, pp.55-56.
  - 20) *Ibid.*, pp.57-58.
  - 21) *Ibid.*, p.59.
  - 22) *Ibid.*, p.75./Gould, “Organized” ,p.360.
  - 23) *Ibid.*, p.365./Pérez, 2 parte, p.114.

- 24) Luis Augusto Cantarero, *op.cit.*, pp.79-81.
- 25) Pérez, 2 parte, pp.134-136.
- 26) *Ibid.*, pp.139-141.
- 27) *Ibid.*, pp.143-144./Gould, *TO LEAD* p.52.
- 28) Gould, "Organized", p.377.
- 29) 多くの社会党員や反ソモサ派のリーダーが逮捕されたが、その数については、C. B. ペレスは300名以上, J. L. グールドは100名以上としている。Peréz, 2parte, p.180./Gould, *TO LEAD*, p.63.
- 30) Gould, "Organized", p.367.
- 31) Gould, *TO LEAD*, pp.49-50.
- 32) *Ibid.*, pp.51-52.
- 33) *Ibid.*, pp.53-55.
- 34) *Ibid.*, pp.57-58.
- 35) アメリカ国務省の調査では、対立候補である独立自由党のE. アグアドが、約3:1の得票比率で勝利している。 Gould, *TO LEAD*, p.322.
- 36) *Ibid.*, pp.59-62.
- 37) *Ibid.*, pp.63-64.
- 38) Gould, "Organized", p.369.
- 39) *Ibid.*, pp.369-370.
- 40) *Ibid.*, p.372.
- 41) Gould, *TO LEAD*, pp.70-72.
- 42) Gould, "Organized", p.373.
- 43) *Ibid.*, p.374.
- 44) *Ibid.*, pp.367-368.
- 45) *Ibid.*, pp.378-379. この事件を機に社会党は、翌1947年の大統領選挙に対して、従来の独立自由党候補支持を改め棄権戦術に変えた。
- 46) Gould, *TO LEAD*, pp.40-44, p.50
- 47) ソモサ大統領の資産については、William Krehm, *Democracia y Tirantías en el Caribe* (Buenos Aires 1959) pp.175-179.を参照。
- 48) Gould, "Organized", pp.382-384.  
Gould, *TO LEAD*, p.293.
- 49) 松下洋 『ペロニズム・権威主義と従属』(有信堂,1987),158-159頁。
- 50) グールドによると、労働者層は有権者の15%-20%を占めた。Gould,*TO LEAD*, p.58.